

松本市告示第73号

松本市ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月29日

松本市長 菅谷 昭

松本市ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、危険なブロック塀等の倒壊による通行人の被害を未然に防止し、その安全を確保するため、危険なブロック塀等を撤去する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則(昭和37年規則第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 市内にあるコンクリートブロック造、レンガ造、石造その他これらに類する組積造の塀等(門柱を除く。)で高さ(擁壁の上にブロック塀等が設置されている場合は、当該擁壁の高さを含む。以下同じ。)が80センチメートル以上のもの
- (2) 避難路 松本市地域防災計画に位置付けられた避難路をいう。
- (3) 避難地 松本市地域防災計画に位置付けられた指定避難所、指定緊急避難場所、その他避難所及び町会一時集合場所をいう。
- (4) 避難路沿道等 避難路の沿道又は避難地と避難地に隣接する敷地との境界をいう。
- (5) 所有者 ブロック塀等を所有する者をいう。
- (6) 施工者 ブロック塀等の撤去を行う施工事業者をいう。
- (7) ブロック塀等の耐震診断 ブロック塀等の耐震診断表(様式第1号)による耐震診断をいう。
- (8) 撤去 ブロック塀等の耐震診断の結果、危険と判断されたブロック塀等の全部又は一部を撤去する工事をいう(造成工事又は建物解体工事に伴う撤去工事を除く。)

(補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 避難路沿道等に面したブロック塀等のうちブロック塀等の耐震診断により補助対

象（危険）と判定されたブロック塀等を高さ80センチメートル未満となるように撤去するもの

- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの
(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、所有者であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 補助金交付申請時において補助対象事業に未着手であること。
(2) 市税を滞納していないこと。
(3) 過去にこの要綱による補助を受けていないこと。
(4) ブロック塀等の所有者が複数いる場合は、所有者全員の同意を得ていること。
(5) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助金の対象経費及び補助率等は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助率等
次のいずれか低い方の額	3分の2以内
1 撤去する部分の延長に1メートル当たり18,400円を乗じて得た額。ただし、ブロック塀等の一部を撤去する場合にあっては、撤去する部分の延長に1メートル当たり6,200円を乗じて得た額	ただし、10万円を限度とする。
2 施工者の見積金額	

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第6条 補助金の交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）における道路内に設置されたブロック塀等を撤去するときは、基礎まで撤去すること。
(2) ブロック塀等の一部撤去し残置するときは、残置部分を建築基準法に適合させること。
(3) ブロック塀等を撤去後、新たに塀等を設置する場合は、松本市景観計画の景観形成基準を遵守すること。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松本市ブロック

塀等撤去事業補助金交付申請書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 配置図（避難路沿道等に面しているブロック塀等の位置関係を示すもの）
- (3) ブロック塀等の現況写真（ブロック塀等の高さ及び延長を示すもの）
- (4) 耐震診断表（様式第1号）
- (5) 施工者の見積書
- (6) 同意書（様式第3号） 所有者間で合意されていることが確認できるもの（所有者が複数いる場合）
- (7) 委任状（様式第4号）（代理人が申請事務を行う場合）
- (8) 市税の滞納がない証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、申請に係る書類を審査し、補助金の交付を決定したときは、松本市ブロック塀等撤去事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の通知を受けた後、申請の内容（補助事業の予定工期の延長を除く。）を変更しようとするときは、あらかじめ松本市ブロック塀等撤去事業変更承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は交付決定者から前項に規定する松本市ブロック塀等撤去事業変更承認申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、松本市ブロック塀等撤去事業変更承認通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

第9条 交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合は、速やかに松本市ブロック塀等撤去事業遅滞等報告書（様式第8号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を審査し、松本市ブロック塀等撤去事業指示書（様式第9号）により交付決定者に指示するものとする。

（中止又は廃止）

第10条 交付決定者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ松本市ブロック塀等撤去事業中止（廃止）承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、

承認を受けなければならない。

- 2 市長は、交付決定者から前項に規定する松本市ブロック塀等撤去事業中止（廃止）承認申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、松本市ブロック塀等撤去事業中止（廃止）承認通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

（完了実績報告）

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、松本市ブロック塀等撤去事業実績報告書（様式第12号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 施工者と締結した契約書の写し
- （2） 施工者が発行した補助対象経費に係る領収書の写し
- （3） 撤去の施工中及び完了後の写真（残置する場合は、ブロック塀等の高さ及び延長を示すもの）
- （4） その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の報告書は、補助対象事業の完了日から起算して30日を経過する日又は第7条に規定する交付決定の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合は、完了検査を行い、適正に事業が行われていると認めたときは、補助金の額を確定し、松本市ブロック塀等撤去事業補助金確定通知書（様式第13号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定により補助金の交付の確定を受けた交付決定者が補助金を請求しようとするときは、前条の規定による通知を受けた日から起算して30日を経過する日までに、松本市ブロック塀等撤去事業補助金支払請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（書類の整理等）

第14条 交付決定者は、補助対象事業の実施に係る書類を整理し、補助金の交付を受けた会計年度が終了した後、5年間保管しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日告示第127号）

（施工期日）

1 この告示は、令和3年3月25日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の松本市ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱の規定による様式とみなす。

附 則（令和5年2月24日告示第57号）

（施工期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。